

報告第24号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和2年7月20日	166,810円	足立区東和 在住者	平成30年2月14日午後3時20分頃、東和学童保育室の館庭において相手方に部品が外れた遊具を使用させたため、相手方が転倒し、右上腕骨折の傷害を負わせた。
2	令和2年7月21日	総額310,157円（各相手方の決定額は内訳書のとおり）	足立区西綾瀬 在住者ほか1人	足立区西綾瀬一丁目8番先における裏門堰排水場撤去工事の施行に伴い、相手方所有の工作物を破損等する損害を与えた。

相手方別損害賠償額決定内訳書

	相手方	決定額
1	足立区西綾瀬在住者	52,169 円
2	兵庫県西宮市在住者	257,988 円